

農業改革の検討状況について

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	11/6に公表されたJAグループの自己改革案
農協改革	<p>◆中央会制度の在り方 単位農協の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか</p> <p>【現状】 ・農協法に基づく農協の指導機関としてJA全中、JA岐阜中央会が存在</p>	<p>○農協法上の中央会制度は、適切な移行期間を設けた上で自律的な新たな制度に移行</p> <p>○新たな制度は、農協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方は組織内の検討も踏まえ、早期に結論</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○国から与えられた統制的な権限等を廃止する。</p> <p>○「経営相談・監査機能」、「代表機能」、「総合調整機能」に集約・重点化</p> <p>○農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に向けた、JAの経営課題の解決及び積極的な事業展開の拡大を目的とする、農協法上の自律的な制度として、生まれ変わる</p>
	<p>◆全農の事業・組織の見直し 単位農協の農産物の有利販売、生産資材の有利購入に適した組織となっているか</p> <p>【現状】 ・購買事業：県内7農協で約7割が系統利用 ・販売事業：県内7農協で約9割が系統利用</p>	<p>○全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社に転換することを可能とする</p> <p>○独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○株式会社化については、組織形態の重大な変更であるため、会員総代の合意形成が前提</p> <p>○独禁法の適用除外が外れた時の事業の影響等を引き続き検討</p>
	<p>◆単協の活性化・健全化の推進 (信用事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点において事業運営をするためには、信用事業はどうすればよいか</p> <p>【現状】 ・農林中金・信連・単協が一体的に事業運営を行い、各種金融サービスを実施</p>	<p>○信用事業は、既存方式（農林中金への事業譲渡・単協への代理店設置）の活用を推進を図ることとし、農林中金は手数料等の水準を早急に示す</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○事務合理化・効率化により、事務負担を軽減</p> <p>○営農経済事業の強化に向け、負担を一層軽減した「代理店モデル」の基本スキームを提示</p>
	<p>◆単協の活性化・健全化の推進 (共済事業の在り方) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点において事業運営をするためには、共済事業はどうすればよいか</p> <p>【現状】 ・全共連と単協が一体となって共済サービスを提供</p>	<p>○共済事業は、現方式の中で、全共連が、単協の事務負担を軽減するように改善策を示し、その活用を推進を図る</p>	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>○事務合理化・効率化により、事務負担を軽減</p>

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	11/6に公表されたJAグループの自己改革案
農協改革	<p>◆単協の活性化・健全化の推進 (経済事業の方向性) 単位農協が農産物販売等の経済事業に重点をおいて事業運営をするためにはどうしたらよいか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用事業をはじめ、営農指導事業、経済事業などを総合的に実施 ※営農指導・農業関連事業は赤字で、信用・共済事業の利益により補われている 	<ul style="list-style-type: none"> ○単協が、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業運営を行うために、下記を含む単協の活性化を図る ・農産物の買取販売の数値目標を定めて段階的に拡大 ・生産資材について最も有利なところから調達 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○均質的な組合員を前提とした事業方式から、担い手経営体を含む組合員の多様なニーズに応える事業方式への取組みを加速化 ○組合員利用率の向上と販売・購買取扱高の拡大を目標として、農業関連事業の収支を段階的に改善 ○JAは、自らの創意工夫と経営判断に基づく販売を拡大 ○担い手に対して、各段階のコスト削減や消費者販売等の取組みを支援
	<p>◆理事会の見直し 農業者の所得向上に向けた経済活動を積極的に進めるためには誰が理事に適しているか</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管内の各区域から推薦された者、事業に精通する者及び女性代表で構成 ※県内7総合農協の理事は215名 (H26.7) 	<ul style="list-style-type: none"> ○理事の過半は、認定農業者、農産物販売や経営のプロとする ○女性・青年役員を積極的に登用 	<p>H26年度 検討・結論</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○理事等の「担い手枠」及び「女性枠」の設定・拡大、地区選出枠の見直し ○常勤の営農経済担当理事の明確化 ○理事会を補完する営農経済委員会や販売事業委員会等の設置
	<p>◆組織形態の弾力化 多様な組合員や地域住民のニーズに適した組織形態への転換できる仕組みが必要ではないか</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 単協・連合会の合併の規定は準備されているが、分割・再編の規定はない 	<ul style="list-style-type: none"> ○単協・連合会組織の分割や株式会社、生協、社会医療法人等への転換など組織形態の転換を可能とする 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<p>・特になし</p>
	<p>○農林中金・信連・全共連は、農協出資の株式会社に転換することを可能とする方向で検討</p>	<p>H26年度 検討開始</p>		
	<p>◆組合員の在り方 農業者の協同組織として、組合員の構成や事業利用量は適当か</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内3農協(ぎふ、陶都信用、飛驒)で准組合員数が正組合員数を超過 	<ul style="list-style-type: none"> ○准組合員の事業利用について、一定のルールを導入する方向で検討 	<p>H26年度 検討開始</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○准組合員を農業や地域経済の発展を共に支えるパートナーとして位置付け、JA事業・運営への参画を推進 ○准組合員の共益権のあり方を含め、今後の組合員制度について法制度を含め検討
<p>◆他団体等のイコルフットイング 安易に行政が農協系統に行政代行的業務を行わせていないか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政は、単位農協を農業者団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う ○行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行う 	<p>H26年度 検討・結論</p>	<p>・特になし</p>	

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	県農業会議の考え
農業委員会等改革	<p>◆委員の選挙・選任方法の見直し 現行制度が委員の選定方法として最適か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内農業委員数890人（1市町村平均21名） うち選挙委員 679人 ※直近の選挙で投票が行われたのは42市町村中1委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙制度及び議会推薦・団体推薦による選任制度は廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に一元化 ○委員は現行の半分程度の規模へ ○女性・青年委員の積極的登用 ○職務の的確な遂行を前提として、報酬水準の引き上げを検討 ○農業委員の過半は認定農業者を選任 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積などの課題に的確に対処するには、地域の事情に明るい地域代表という側面が大変重要 ○選任制に移行しても「地域の代表」という性格が十分確保される制度設計が必要
	<p>◆農業委員会の事務局の強化 実務的機能の強化を図る上で、現在の体制では必ずしも十分ではない。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会の職員と首長部局農政担当職員は兼務している場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ○複数市町村による事務局の共同設置や事務局員の人事サイクルの長期化などにより、体制を強化 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
	<p>◆農地利用最適化推進委員(仮称)の設置 農地の利用調整活動、担い手育成・発展支援の実務は誰が担うのが適切か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員が実務を担っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会の指揮の下で農地の利用の最適化等を推進する「農地利用最適化推進委員(仮称)」の設置を法定化 ○農地利用最適化推進委員は、農業委員会が選任 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農地利用最適化推進委員(仮称)は「集落の代表」、農業委員は「地域の代表」であるべき ○同推進委員(仮称)の代表を地域が推薦し、農業委員とするべき
	<p>◆都道府県農業会議・全国農業会議所制度の見直し 農業委員会の自主性・主体性を高めるために適した体制となっているか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを活用し、農業委員会の活動を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役割を見直し、都道府県・国が法律上指定する制度へ移行 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>次期通常国会 法案提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全国農業会議所、県農業会議、市町村農業委員会の系統性は、公平、公正、統一的な対応が求められる農地行政にとって不可欠な体制 ○農業委員会法において、現行と同様の系統性を確保
	<p>◆情報公開等 農業委員会の活動状況が農業者等へ十分伝わっていないのではないか。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だより等による情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会は、業務の執行状況を分かりやすくタイムリーに情報発信 ○農業委員会は、農地の利用状況を公表 ○国・都道府県は、農業委員会の業務の執行状況を情報公開 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中
	<p>◆遊休農地対策 遊休農地解消を図るための仕組みは十分か。</p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回農地の利用状況を調査し、意向を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○農業委員会は、農地の利用関係の調整等業務を着実に実施 ○農地中間管理機構が、必要に応じて農業委員会に利用意向調査の実施を促す仕組みを構築 	<p>H26年度 検討・結論</p> <p>H27年度 措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検討中

区分	主な論点	規制改革実施計画(6/24閣議決定)	左の実施時期	県農業会議の考え
農業委員会等改革	<p>◆転用違反への対応 転用違反への対応は十分か。</p> <p>【現状】 ・転用違反に係る処分や罰則はあるが、活用されていない</p>	○農地転用違反事案について、農業委員会が都道府県知事等に対して権限行使を求めることができる仕組みを構築	H26年度 検討・結論 H27年度 措置	・検討中
	<p>◆行政庁への建議等の業務の見直し 法律に基づく業務として適切か。</p> <p>【現状】 ・農業者の代表機関として建議、諮問答申などを実施</p>	○農業及び農民に関する事項についての意見公表や行政庁への建議等は、法律に基づく業務から除外	H26年度 検討・結論 次期通常国会 法案提出	○「意見の公表・行政庁への建議」は、農業委員会等が農業者の代表であることを制度的に担保する仕組み ○農業委員会法において、現行どおりの位置づけが必要
	<p>◆転用制度の見直し 6次産業化等を推進する上で転用制度が妨げとなっていないか。</p> <p>【現状】 ・農業用施設とみなされる場合は転用要件を緩和</p>	○農業の6次産業化・成長産業化に資する農地の転用については、より円滑な転用を可能とする観点から見直し	H26年度 検討・結論 H27年度 措置	・検討中
	<p>◆転用利益の地域の農業への還元 農地転用の転用利益を地域農業へ還元することで農地流動化を促進できないか。</p> <p>【現状】 ・地域の雇用増大に繋がる場合等に転用要件を緩和</p>	○転用利益の地域農業への還元等の方策については、中長期的に検討	H26年度 検討開始	・検討中
	<p>◆役員要件・構成員要件の見直し 農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件緩和が必要ではないか。</p> <p>【現状】 ・役員要件：過半数が常時従事者 ・構成員要件：農業関係者の議決権が3/4以上</p>	○役員要件：役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事 ○構成員要件：議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満は制限を設けない	H26年度 検討・結論 次期通常国会 法案提出	○役員の過半は常時従事者でかつ役員の過半の過半は農作業に従事すること、また議決権を持つ出資者のうち農業関係者の割合を4分の3以上とすること等の現行制度を堅持
農業生産法人改革	<p>◆事業拡大への対応等 要件が事業拡大の壁となっていないか。</p> <p>【現状】 ・リース方式による一般法人の農業参入が可能</p>	○「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに際して検討	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	○本県農業参入企業から、これ以上の要件緩和を求める声は聞かれず、農業参入を妨げているとの意見も聞かない ○「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後の見直しまで、当面の見直しは不要